

厚生労働省 平成 31 年度

予算概算要求の主要事項

【雇用環境・均等局抜粋】

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

働き方改革を着実に実行するため、中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充するとともに、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境の整備を実施する。また、ICTの導入を支援するなどして、医療・介護・福祉分野等の生産性向上の推進を図る。

1 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援 1,034億円（809億円）

（1）「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化 37億円（8.3億円）

- 「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。

（2）働き方改革に係る国の支援策の全国的な周知・広報【新規】 1.5億円（0億円）

- 「働き方改革関連法」の施行に向けて、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」によって何が変わるのがわかるか等を理解するため、国が実施する支援策についてメディア等を活用した全国的な周知広報を実施し、労働法制の考え方や働き方改革に取り組むための改善事例等について広く周知・啓発を行う。

（3）賃金引上げ等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援の推進

995億円（801億円）

- 非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定により、賃金の引上げ等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し助成金による支援を行う。

2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 45億円（32億円）

- （1）長時間労働の是正 4.8億円（4.7億円）
- ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 1.7億円（1.6億円）
中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介を行う。
- ② 勤務間インターバル制度の導入促進 63百万円（59百万円）
勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度や制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。
- ③ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 2.5億円（2.5億円）
改正労働基準法の周知とともに、年次有給休暇の取得促進に向けて、例年10月に実施される「年次有給休暇取得促進期間」に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。
また、地域のイベントなどの特性を活かした取組を進める。
さらに、学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて中小企業においても年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。
- （2）総合的なハラスメント対策の推進 40億円（27億円）
- ① 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施 10億円（5.1億円）
セクハラ、パワハラ等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を設定し、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日も対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。
中小企業を対象としたセミナーや専門家による個別企業の訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行う。
- ② 早期の紛争解決に向けた体制整備等 30億円（22億円）
パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

3 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

1,033 億円（812億円）

（1）同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援【再掲・1ページ】 **37億円（10億円）**

「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した相談支援やセミナー等を実施し、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

（2）非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 **996億円（802億円）**

① 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善に向けた企業支援【一部再掲・1ページ】 **995億円（801億円）**

非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善を実施した事業主を支援するキャリアアップ助成金の活用等により、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を引き続き推進する。

② 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及 **71百万円（78百万円）**

労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換申込権が平成30年度から本格的に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底、導入支援、相談支援を行い、これを契機とした多様な正社員制度の普及を図る。

4 柔軟な働き方がしやすい環境整備 **7億円（6億円）**

（1）雇用型テレワークの導入支援 **5.9億円（5.7億円）**

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知を図るとともに、テレワーク相談センターの設置、テレワーク導入に係る助成、セミナー開催等による導入支援を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

（2）自営型テレワーク等の就業環境の整備【一部推進枠】 **76百万円（71百万円）**

就業環境の適正化を図るため、自営型テレワークのガイドラインを周知徹底するとともに、仲介事業者が守るべきルールの明確化や働き手への支援の充実を図る。

また、雇用類似の働き方に関して、労働政策審議会労働政策基本部会での議論を踏まえ、法的保護の必要性を含めて引き続き検討を行う。

5 生産性向上の推進

1,033 億円（809億円）

- （1）生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援 1,033 億円（809億円）
- ① 生産性向上や賃金引上げのための支援【再掲・1ページ】 1,033 億円（809億円）
- 「働き方改革推進支援センター」における専門家による業務改善方法の提案や、生活衛生関係営業者等の収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣など、生産性向上等のための取組を進める。
- 引き続き、非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定により処遇改善を図る事業主に対する助成を行う。

第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進

全ての人材がその能力を存分に発揮できる社会や個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、リカレント教育をはじめとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等を実施する。また、人手不足解消に向けて人材確保支援の総合的な推進を図るとともに、外国人材受入れのための環境を整備する。

1 女性の活躍推進等

287億円（280億円）

(1) 女性活躍推進法の実効性確保

6. 6億円（6. 6億円）

女性活躍推進法に基づく取組が努力義務である300人以下の中小企業について、相談支援や助成金の活用に加え、中小企業単独では実施が難しい女性管理職育成のためのセミナーの実施により、行動計画策定やえるぼし認定取得に向けた支援を行い、女性活躍推進の取組の加速化を図る。

女性の活躍状況に関する情報等を掲載している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生をはじめとした求職者等の利便性の向上を図るために機能強化を行うとともに、多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行うことで、企業情報の見える化を更に推進する。

(2) 総合的なハラスメント対策の推進【再掲・2ページ】

40億円（27億円）

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進【一部推進枠】

240億円（246億円）

男性の育児参加を促すための全国的なキャンペーン、企業や企業に働きかけを行う自治体を対象としたセミナー等により、男性の育児休業等の取得促進を図る。

介護離職防止に取り組む事業主に対する助成金について、支給内容の充実や支給上限の拡大などにより、支援の拡充を図るとともに、育児・介護等により離職した者の復職等を支援する助成金の支給等により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主等を支援する。

仕事と不妊治療との両立支援のためのマニュアル及び周知・啓発用パンフレットを作成し、広く国民に周知・啓発することにより就業環境の整備を行う。

第3 子どもを産み育てやすい環境づくり

待機児童解消に向けて「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備をはじめとした総合的な子育て支援を行うとともに、保育人材の確保・待遇改善を図ることで「希望出生率1.8」の実現を目指す。また、児童虐待防止対策・社会的養育、母子保健医療対策、子どもの貧困とひとり親家庭対策を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 仕事と家庭の両立支援の推進【再掲・5ページ】【一部推進枠】

240億円（246億円）

第4　自立した生活の実現と暮らしの安心確保

「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり、生活困窮者の自立支援の推進及び生活保護制度の適正実施、自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

76百万円（21百万円）

（1）包括的な相談支援、地域の支え合いの推進など

76百万円（21百万円）

① 仕事と地域活動の両立促進

76百万円（21百万円）

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、地域活動推進検討会（仮称）を設け、企業における好事例を収集し、労働者が年次有給休暇等を取得し、地域活動に取り組む方策を検討するとともに、企業が参考とするマニュアルの作成等を行う。